

特定間伐等の実施の促進に関する基本方針

平成20年9月

青 森 県

1 特定間伐等の実施の促進の目標

本県は、日本三大美林のヒバや白神山地のブナ、全国第4位の人工林面積を有するスギなど豊富な資源に恵まれた全国有数の森林県です。

この豊かな森林は、木材生産のみならず、水資源のかん養や山地災害の防止、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収など多くの公益的機能を有しており、私たちは、先人から受け継いだこの大切な森林をより良い姿で後世に伝えていかなければなりません。

このため県では、これまでも間伐等を中心に森林整備を進めてきており、平成14年度から18年度の5カ年間に於ける民有林の間伐等の実施面積は57,661haとなっています。

今後は、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成等、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、本県民有林における「特定間伐等の実施の促進の目標面積」を設定することとし、平成20年度から平成24年度までの5カ年間に於ける目標面積を59,000ha(年平均11,800ha)とします。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等を促進すべき特定間伐等促進区域については、以下の考え方で設定するものとします。

間伐を必要とする人工林がまとまって存在する森林であること。

造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとします。

事業の実施方法等

間伐面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められるものであることを確認した上で計画に記載すること。

造林については、森林所有者の意向等を踏まえつつ、適切に実施することが予定されているものを計画に記載すること。

計画の様式については、別添の様式を参考とすること。

なお、計画中「特定間伐等の実施計画」(1)間伐、(2)造林については、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の11の8の施業実施協定及び同法第11条の森林施業計画の「森林の現況並びに伐採、造林、保育計画表」等を添付することにより、これに代えることができるものとする。ただし、間伐にあ

っては、備考欄に「間伐実施主体」及び「間伐方法（切り捨て、搬出）」を、造林にあっては「造林実施主体」を記載すること。

事業実施の确实性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が确实に実施されると見込まれるものであること。

目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業体による提案制度を活用して計画を作成すること。

4 特定間伐等の実施の促進に関する事項

特定間伐等促進計画は、原則として、次の事項を配慮事項として定めるものとします。

森林施業の共同化の促進に関する事項

市町村や間伐実施者は、森林施業の受委託契約や施業実施協定の締結の促進、不在村森林所有者への働きかけ等を通じ、効率的・効果的な間伐の実施に努めること。

更には、これらの取組を通じて、森林施業計画の作成等につなげていくこと。

担い手の育成・確保に関する事項

特定間伐等の事業の担い手となる林業事業体の育成、林業従事者の確保を図ること。

森林施業の合理化に関する事項

現地の地形、路網整備状況、森林施業の集約化、高性能林業機械の導入等により施業の合理化を図ること。

間伐材の利用の促進に関する事項

間伐材の搬出に努め、利用促進を図ること。